

日弁連総第19号
2019年（令和元年）8月29日

第11管区海上保安本部
本部長 X 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

勸告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2016年度第21号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

貴本部は、2016年（平成28年）4月1日午前9時20分頃、申立人が防衛省告示第123号（2014年7月2日付け）により正当な理由なく入ることを禁じられた臨時制限区域である沖縄県名護市字辺野古辺野古崎付近内に不法に侵入したことを理由にアメリカ合衆国海兵隊（以下「米海兵隊」という。）キャンプ・シユワブ所属の警備員により身体を拘束され、同日午前9時25分頃には米海兵隊より上記事実の連絡を受けたにもかかわらず、約8時間にわたり申立人の身体の引渡しを受けなかった。

アメリカ合衆国軍隊の裁判権に服さない日本人が米海兵隊に身体の拘束を受けたときは、日米地位協定についての合意事項に基づき、米海兵隊から「直ちに」日本人の身体の引渡しを受けなければならないところ、上記のように、貴本部が正当な理由なく約8時間にわたり申立人の身体の引渡しを受けなかったことは、その間、申立人の身体の自由を奪うだけでなく、弁護士又は弁護士となろうとする者と接見し、助言や援助を受ける権利を侵害したと言わざるを得ない。

よって、当連合会は、貴本部に対して、今後、日米地位協定についての合意事項に基づき、アメリカ合衆国軍隊の裁判権に服さない日本人の身体を拘束した米海兵隊から、拘束されている日本人の引渡しに関する通知を受けた場合は、直ちに、身体の引渡しを受けるよう、勸告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

キャンプ・シュワブにおける邦人身体拘束に関する人権救済申立事件

調査報告書

2019年（令和元年）8月23日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 キャンプ・シュワブにおける邦人身体拘束に関する人権救済申立事件
(2016年度第21号)
受付日 2016年(平成28年)5月12日
申立人 A
相手方 第11管区海上保安本部
アメリカ合衆国海兵隊キャンプ・シュワブ司令官

第1 結論

- 1 第11管区海上保安本部に対し、勧告書のとおり、勧告するのが相当である。
- 2 アメリカ合衆国海兵隊キャンプ・シュワブ司令官に対しては不措置とするのが相当である。

第2 申立ての概要及び趣旨

1 申立ての概要

申立人は、2016年(平成28年)4月1日午前9時20分頃、沖縄県名護市字辺野古辺野古崎付近において、防衛省告示第123号(2014年7月2日付け)により正当な理由なく入ることを禁じられた臨時制限区域内に不法に侵入したことを理由に、アメリカ合衆国海兵隊(以下「米海兵隊」という。)キャンプ・シュワブ所属の日本人警備員により身体を拘束された。

その後、申立人はキャンプ・シュワブ内憲兵隊事務所内に留め置かれ、同日午後5時20分頃、米海兵隊から、日本の海上保安庁第11管区海上保安本部(以下「第11管区」という。)所属の中城(なかぐすく)海上保安部の特別司法警察職員に身体を引き渡された。

2 申立ての趣旨

- (1) 第11管区が、米海兵隊から直ちに申立人の身体の引渡しを受けず、米海兵隊に約8時間にわたり申立人の身体の拘束を継続させた行為は、申立人の人身の自由、弁護人選任権、弁護人の援助を受ける権利を侵害したものであり、違法である。
- (2) 米海兵隊キャンプ・シュワブ司令官が、約8時間にわたり申立人の身体を拘束した行為は、申立人の人身の自由、弁護人選任権、弁護人の援助を受ける権利を侵害したものであり、違法である。

第3 調査の経過

2016年 5月12日 申立て受付(2016年第21号)
2016年 7月27日 予備審査開始
2016年10月24日 本調査開始

- 2017年 5月31日 米海兵隊キャンプ・シュワブ宛て照会文送付（回答なし）
- 2017年 8月 4日 海上保安庁及び第11管区海上保安本部宛て照会文送付
- 2017年 9月29日 申立人代理人より事件関係資料受領
- 2017年10月 5日 申立人代理人より事件関係資料受領
- 2017年11月24日 沖縄県警宛て照会文送付
- 2017年11月24日 海上保安庁及び第11管区海上保安本部宛て再照会文送付
- 2017年12月26日 沖縄県警宛て照会文に対する回答書受信
- 2018年 2月 1日 海上保安庁及び第11管区海上保安本部宛て各再照会文に対する各回答書受信
- 2018年 5月30日 申立人及び申立人代理人らからの事情聴取

第4 認定した事実

1 事実認定の資料について

相手方からは、実質的な回答を得られなかったため、申立人からの聴き取り結果及び申立人から提出された資料（同事案に関して、申立人が原告となって提起した国家賠償請求訴訟における被告である国が提出した主張書面等）に基づいて事実を認定した。

2 当事者等

- (1) 申立人は、「B」の筆名で著作活動を行っており、「C」という作品により第▲回D賞を受賞した作家である。本件当時、申立人は、辺野古新基地建設に反対する立場から、連日、キャンプ・シュワブのゲート前での座り込みや、カヌーによる海上での監視行動等を行っていた。
- (2) キャンプ・シュワブは、沖縄本島北部の久志岳下方傾斜に位置し、沖縄県名護市及び同県国頭郡宜野座村にまたがって所在する在日米海兵隊の駐屯地である。
- (3) 第11管区は、沖縄県の区域及びその沿岸水域を管轄区域とする管区海上保安本部の一つであり、中城海上保安部は、同県沖縄市に所在する同管区海上保安本部の事務所である。

なお、海上保安庁法第5条には、海上保安庁がつかさどる事務の一つとして、「海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること」（同条第16号）と規定されている。

3 申立人の身体拘束から引渡しまでの事実経過

(1) 米海兵隊による身体拘束

申立人は、2016年（平成28年）4月1日午前9時頃、キャンプ・シ

ユワブ付近の海上において、カヌーに乗り、辺野古新基地建設に反対する抗議行動を行っていたところ、同日午前9時22分、沖縄県名護市字辺野古崎付近の海上である水深約30センチメートル程度の浅瀬において、米海兵隊キャンプ・シュワブ所属の日本人警備員により、防衛省告示第123号（2014年7月2日付け）により正当な理由なく入ることを禁じられた臨時制限区域内に不法に侵入したのものとして、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」（以下「刑事特別法」という。）違反による現行犯逮捕により、身体を拘束された。なお、身体拘束の際、申立人は、同警備員より本名で呼びかけられている。

申立人が身体拘束された後、現場には、憲兵隊（military police。軍警察ともいう。）の隊員2名と女性の通訳が到着し、申立人は、後ろ手錠をかけられた状態で、憲兵隊車両により、キャンプ・シュワブ内にある憲兵隊事務所へと連行された。

憲兵隊事務所に着後、申立人は、手錠を外され、米兵の監視の下、海水で濡れたウェットスーツ姿のまま、同事務所内に留め置かれた。

(2) 米海兵隊から中城海上保安部への連絡等

申立人の身体を拘束した米海兵隊は、同日午前9時25分頃、中城海上保安部に対し、「2016年4月1日午前9時22分、キャンプ・シュワブ・シアター付近にて、カヌーで抗議に来た『B』なる者を確保した」旨の電話連絡をした。

同日午前9時30分頃、中城海上保安部は、沖縄防衛局（沖縄防衛局は、本件当時、本件現場付近の警備を民間警備会社に委託していた。）から、「辺野古崎において、上陸した男性1名を憲兵隊が拘束した。憲兵隊が拘束した理由は、辺野古崎に上陸したためである」旨の電話連絡を受けた。

同日午前9時45分頃、第11管区は、沖縄県警から、海上保安庁が申立人の引渡しを受けるか否かについての問合せを受け、事実関係を確認中である旨を回答した。

(3) 海上保安官への身体の引渡しまでの経緯

同日午前11時頃、第11管区は、米海兵隊から、「キャンプ・シュワブに海上から不法侵入した『B』なる人物の身柄を確保した。現在、キャンプ・シュワブ内で拘束中である。米軍は、日米地位協定の合意事項により、身柄を確保した場合は、直ちに引き渡さなければならないので、身柄を引き取ってほしい」旨の電話連絡を受けた。

同日午前11時52分頃から同日午後0時20分頃までの間、キャンプ・シュワブ内にいた中城海上保安部所属の海上保安官により、申立人の身体を拘束した憲兵隊員への事情聴取が行われた。

同日午後2時頃、第11管区は、米海兵隊から、申立人の身体の引渡しに関する問合せを受けた。

同日午後2時5分頃、中城海上保安部は、同海上保安部において申立人の身体の引渡しを受けることを決定した。

上記決定を受けて、第11管区は、同日午後2時10分頃、沖縄県警察に対し、同日午後2時30分頃、米海兵隊に対し、それぞれ同決定の連絡をした。

同日午後3時20分頃、中城海上保安部は、沖縄防衛局が委託する民間警備会社に本件の状況を撮影した映像があるという情報を入手し、同日午後3時30分頃、同会社に対し、同映像の提供を依頼し、了承の回答を得た。

同日午後3時50分頃から同日午後4時18分頃までの間、中城海上保安部所属の海上保安官が、上記映像を確認した。

同日午後4時45分頃、申立人は、憲兵隊事務所が午後5時に閉まるという理由で、憲兵隊車両に乗せられ、キャンプ・シュワブのゲート前まで移動させられたものの、同車両は、すぐに同事務所前まで引き返した。

同日午後5時22分、申立人は、同事務所前で中城海上保安部所属の特別司法警察職員である海上保安官に身体を引き渡され、刑事特別法第2条違反の被疑事実により緊急逮捕された。

(4) 海上保安官への身体の引渡し後の経緯について

ア 中城海上保安部における弁護士との接見

同日午後5時30分頃、申立人を乗せた中城海上保安部の車両が、キャンプ・シュワブのゲートを通過し、自動車です約48分、距離にして約44.5キロメートルの位置にある中城海上保安部へと移動を開始した。

同日午後6時55分、申立人は、中城海上保安部へと引致された。

同日午後7時6分から同日午後7時16分までの間、申立人は、中城海上保安部所属の特別司法警察職員である海上保安官から、犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げられた上、弁解の機会を与えられた。

同日午後7時53分頃から同日午後8時32分頃までの間、申立人は、中城海上保安部において、弁護士と接見した。

イ 釈放及び不起訴処分までの経緯

同日午後10時27分、中城海上保安部所属の特別司法警察職員である海上保安官は、申立人の緊急逮捕につき、沖縄簡易裁判所裁判官に対し、逮捕状の発付を請求した。

同月2日午前4時35分、同裁判官より、申立人に対する逮捕状が発付された。同緊急逮捕令状には、被疑事実として、「被疑者（氏名等一切不詳）は、平成28年4月1日午前9時22分頃、防衛省告示第123号（平

成26年7月2日)により、正当な理由なく入ることを禁じられた臨時制限区域である沖縄県名護市長島無番地所在長島灯台から真方位280度900メートル付近海上に侵入した上、在日米軍施設キャンプ・シュワブ在沖海兵隊司令部職員(注:氏名省略)の退去警告に応じず退去しなかったものである。」と記載されていた。

同日4月2日午後3時55分、申立人は、那覇地方検察庁に送致された。

同日午後7時15分、申立人は、処分保留で釈放された。

同年10月12日、申立人は、本件について不起訴処分(起訴猶予)とされた。

4 申立人の支援者に対する当局の対応等

(1) 海上保安官への身体の引渡しまでの対応

2016年(平成28年)4月1日午前10時頃、本件当時、申立人も参加していた辺野古新基地建設反対運動の参加者等に関する刑事事件の弁護活動を行っていた弁護団の弁護士が、名護警察署に対し、申立人が移送されているかを尋ねたところ、名護署には移送されていないとの回答であった。

同日午前11時頃、同弁護士が、名護警察署に対し、申立人の所在を尋ねたところ、所在不明との回答であった。

同日午後2時52分頃、同弁護士が、海上保安庁に対し、申立人の所在を尋ねたところ、申立人が身体拘束された事実の情報は得ているが、所在については、分からないとの回答であった。

同日午後3時頃、同弁護士が、沖縄防衛局に、申立人の所在を尋ねたところ、確認する部署はなく、確認できないとの回答であった。

同日午後4時30分頃、同弁護士が、名護警察署に対し、申立人の所在を尋ねたところ、まだ名護署に移送されておらず、所在不明との回答であった。

(2) 海上保安官への身体の引渡し後の対応

同日午後5時30分頃、申立人を乗せた中城海上保安部の車両がキャンプ・シュワブのゲートを通過し、その際初めて、申立人の支援者が、申立人の所在を確認することができた。

同日午後6時57分頃、弁護士が、中城海上保安部に対し、申立人との接見を要求したところ、「準備ができていないから待ってくれ。」との回答であった。

同日午後7時53分頃、弁護士は、同海上保安部の勾留面接室において、申立人と接見することができた。

5 申立人が憲兵隊事務所に留め置かれていた状況

(1) 午前中の状況

憲兵隊事務所へと連行された申立人は、海水で濡れたウエットスーツ姿のまま、事務所の玄関ロビーにある長椅子に座らされた。玄関ロビーは、ガラ

スの自動ドアやガラス窓越しに外の景色が見え、米兵の出入りが多くある場所であった。

事務所では通訳が、米兵に対して、申立人のことを「有名な作家です。(He is a famous writer.)」と説明していた。

米海兵隊に拘束されている間、申立人が、米海兵隊から、名前・住所・生年月日等を尋ねられることはなかった。もっとも、米海兵隊所属警備員は、申立人に対して本名で呼び掛けており、申立人においても、(後に日本の当局に身体を引き渡されてからも含め)特に自身の氏名を黙秘等することはなかった。

申立人に対する所持品検査が行われ、同人が所持していたトランシーバー及びカメラは、所持理由を尋ねられた上、スーパーマーケットにあるような籠に入れられた。同所持品は、後に申立人が海上保安官に引き渡された際、その籠ごと海上保安官に引き渡された。

申立人は、通訳に対し、特定の弁護士の名前と連絡先を告げた上、同弁護士に連絡をとってほしいという旨を申し出たが、同通訳は、「名護署に移ってからになります。」と言って、これに応じなかった。

申立人が事務所に連行されてから10分程経った頃、その服装から名護警察署の警察官と推測される者2名が、事務所に近付いてきて、二重の自動ドア越しに、長椅子に座らされている申立人を見て確認している様子だった。しかし、しばらくすると、同人らは離れていった。

申立人が、通訳に対して、「どうなっているんだ。寒いので早く移動させてくれないと、人権問題ですよ。」と言ったところ、通訳は、「名護署がなかなか引き取りに来ない。どうなっているんでしょう。」という趣旨の発言をしていた。申立人が事務所に連行されてから30分程経った頃、通訳は事務所の奥へ入ってしまった。

(2) 申立人に対する監視状況

申立人が座らされていた場所から2、3メートル程離れた場所で、拳銃やゴム弾と思われる銃を装着した迷彩服姿の1名の米兵が、申立人と向かい合って立ち、申立人を監視していた。

米兵は、3名がおよそ15分から20分程で交代しながら、常に申立人を監視していた。

申立人がトイレに行った際にも、米兵はトイレの前まで付き添い、ドアの前で待機していた。

(3) 午後の状況

午後になり、申立人は、理由を説明されることなく、それまで留め置かれていた玄関ロビーから、施錠されたドアで区切られた廊下の折れ曲がった奥の方へと移動させられた。その廊下には窓がなく、外部の音も聞こえなかつ

たため、外の様子を窺うことはできなかった。

申立人は、その場所で背もたれの付いた折りたたみではない椅子に座らされた。米兵は、やはり2, 3メートル程離れた場所で、申立人と向かい合って立ち、引き続き申立人を監視していた。

申立人は、場所を移動させられた後も、ウェットスーツ姿のままであった。米海兵隊から毛布を渡されたものの、非常に寒かったため、通訳にその旨を伝えたところ、小型の温風機を用意された。しかし、温風機で足元を暖めても、依然として寒かったため、申立人は、立ち上がって体を動かすなどしていた。

同日午後2時頃、申立人は、米海兵隊から、ハンバーガー1個とペットボトル1本の水の提供を受けた。

同日午後3時頃、申立人が、通訳を呼び、長時間留め置かれていることについて、「人権問題ですよ。」と言ったところ、通訳は、申立人に対して、「さっきから名護署を呼んでいるのに来ない。確かに長いですね。」と話し、また、弁護士及び辺野古新基地建設反対運動の団体には連絡をしていると説明したが、実際には、弁護士らへの連絡はなかった。

第5 検討の前提

本件における、米海兵隊による申立人の拘束、その後の日本の海上保安庁中城海上保安部への身体の引渡し手続等については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「日米地位協定」という。）、日米地位協定についての合意された議事録（日米地位協定締結時に日米政府間で合意された事項の議事録。以下「合意議事録」という。）、刑事特別法、刑事裁判管轄権に関する合意事項等の関係法規等を根拠として行われている。以下はその概要である。

- 1 日米地位協定第16条は、「日本国において、日本国の法令を尊重し、及び日米地位協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」として、米軍構成員等に日本法を尊重すべきものと定めている。また、日米地位協定第17条10(a)では、「合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域内において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍

¹ 日米地位協定第25条に基づき日米地位協定の実施に関する協議機関として日米合同委員会が設置されている。この合同委員会における合意事項と合意議事録は、在日米軍及び米軍基地の行動と運用の準則となるものである(日本弁護士連合会編「日本の安全保障と基地問題」301頁)

事警察は、それらの施設及び区域内において、秩序及び安全を維持するためすべての適当な措置を執ることができる。」として、アメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）が使用する区域内における警察権を規定する。

- 2 合意議事録では、上記の日米地位協定第17条10（a）及び10（b）に関して、「合衆国の軍当局は、施設又は区域の近傍において、当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法律の正当な手続に従って逮捕することができる。これらの者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、すべて、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。」として（第1項第3段）、米軍の裁判権に服さない者（すなわち、アメリカ合衆国の軍法に服さない者。日米地位協定第17条等。添付資料参照）について、身体の引渡しは「直ちに」行われるべきことを明記している。

ここでいう「逮捕」は、米軍が裁判権を有しない事件について、いわゆる司法警察権を行使することは認められていないことから、日本の刑事訴訟法上の「逮捕」には該当せず、施設又は区域の管理権（日米地位協定第3条）に基づく排除措置としての一時的な身体拘束と解されている（「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料〔検察提要六〕」（法務省刑事局、1972年3月）51頁・注一参照）。米軍は、日本の当局に被疑者の身体を引き渡すまで、被疑者が逃亡しないよう管理する責務を負うことになる。

- 3 刑事特別法第2条は、施設又は区域を侵す罪として、「正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域（協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。）であって入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所を退去しない」ものと規定する。

また、同法第12条は、日本の当局に対して、米軍から日本国の法令により罪を犯した者を引き渡す旨の通知があった場合の、被逮捕者の身体の引渡しを受ける際の手続に関する規定である。同条第1項は刑事訴訟法の通常逮捕（令状逮捕、同法第199条参照）に準じた手続を、刑事特別法第12条第2項は緊急逮捕（刑事訴訟法第210条参照）に準じた手続をそれぞれ定め、刑事特別法第12条第1項及び第2項にのっとりた手続がとられない場合には、引き渡された者を受け取った後、「直ちに」その者を釈放すべき旨を定める（同条第3項）。

そして、刑事訴訟法第203条、第204条及び第205条第2項に規定する身体拘束時間は、合衆国軍隊から身体の引渡しがあった時から起算される（刑事特別法第12条第4項。米軍により身体を拘束された時点ではない。）。

- 4 刑事裁判管轄権に関する合意事項（仮訳）第10項は、「日本国の裁判権のみに服する者で合衆国の当局によって逮捕されたものは、逮捕を行った現地憲兵司令官から直ちに日本国の当局へ引き渡される。日本国の当局は逮捕者の引渡しに先立って逮捕理由の通知をうけるものとする。」として、身体の引渡しは「直

ちに」行われるべきことを明記している。

また、同合意事項第13項は、「日米両国の当局は、被逮捕者の身柄の引渡に際し、その促進方につきあらゆる努力を払うべきものとする。」としている。

第6 当委員会の判断

1 第11管区に対する申立てについて

(1) 申立人に保障されるべき権利

ア 日本国憲法第34条は、逮捕に引き続いて身体を一時的に（抑留）あるいは継続的に（拘禁）拘束し続ける場合において被拘束者に保障されるべき権利を定める。すなわち、人を抑留又は拘禁した場合には、抑留又は拘禁の理由の告知を受ける権利（第1文前段）とともに、直ちに弁護人に依頼する権利（第1文後段）を与えなければならないものとされている。これは、「抑留」、「拘禁」が人身の自由に対する重大な侵害であることに鑑み、正当な理由を要求し、公明正大に行われることを確保しようとする趣旨のものである（樋口陽一ほか『注釈日本国憲法（上巻）』参照）。

イ この日本国憲法第34条の趣旨を受け、刑事訴訟法は、第30条で被告人又は被疑者に対し何時でも弁護人を選任する権利を、第39条第1項で、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は弁護人又は弁護人となろうとする者との間で、立会人なく接見することができる権利（弁護人等との接見交通権）をそれぞれ規定する。この弁護人等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものと言える（昭和53年7月10日最高裁第一小法廷決定参照）。

さらに、同法第203条第1項及び第4項、第205条第1項、第2項及び第4項は、被疑者の身体拘束について、厳格な時間制限を定め、身体の自由に対する侵害を厳しく規制している。

ウ また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第9条第1項においては、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。」とし、同条第3項は、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。」として、不当な身体拘束を受けない権利が謳われている。

エ したがって、本件で、身体を拘束された申立人には、正当な理由なく逮捕・抑留等されず身体の自由を奪われない権利、直ちに弁護人を選任する権利、及び、弁護人又は弁護人となろうとする者と接見し、弁護人から必要な援助・助言を受ける権利が保障される。

(2) 合意議事録において「直ちに」身体を引き渡すべきものとされている趣旨
ア 刑事訴訟法第214条は、私人により現行犯逮捕が行われた場合には、「直ちに」身体を地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡されなければならないと定める。これは、私人たる逮捕者には取調べを行う権利も留置する権利もなく、私人による逮捕行為は捜査に協力するためのものにすぎないため、「直ちに」司法警察職員等に身体を引き渡すことにより、捜査による事案の解明を図ると共に、被逮捕者の身体の自由の保障を期す趣旨と解される。

合意議事録においても、同様の趣旨により、すなわち、米軍には、自らの裁判権に服さない逮捕者を取り調べ、留置する権限はないことから、日本の当局に対し「直ちに」身体を引き渡さなければならないと定めたものと解される。

イ 米軍が逮捕者の身体を「直ちに」に引き渡す行為が履践されるためには、他方の当事者である日本の当局による当該逮捕者の身体を受領する行為が必要となる。このように考えれば、米軍が「直ちに」逮捕者の身体を引渡しを行うべき義務を負うことと相即して、日本の当局は、米軍から逮捕者の身体を引き渡す旨の通知を受けた場合には、「直ちに」当該逮捕者の身体を引渡しを受けるべき義務を負うものと解される。

そして、実際上も、身体を引渡しは、米軍側施設内で行われるため、日本の当局の特別司法警察職員が米軍施設へ赴くという行為によって、初めて「引渡し」は完結するものとされている。

ウ それにもかかわらず、日本の当局が「直ちに」被逮捕者の身体を引渡しを受けるべき義務を履行しない場合には、その間、被逮捕者は、弁護人を依頼し、弁護人と接見し、弁護人の援助を受ける権利が保障されないままの状態に置かれることになり、人権侵害が問題となる。

このような観点から、以下において、第11管区の行為の人権侵害性を検討する。

(3) 第11管区の行為の検討

ア 「通知」を受けてから身体を「引渡し」を受けるまで約8時間を経過していること

本件では、2016年（平成28年）4月1日午前9時25分頃、中城海上保安部は米海兵隊より、「B」なる者（申立人の筆名）の身体を拘束したとの連絡を受けている。その後、午後5時22分に中城海上保安部の特別司法警察職員がキャンプ・シュワブ内で、米海兵隊から申立人の身体を引渡しを受けるまで、約8時間を経過している。

そこで、約8時間を要したことに合理的理由があるかを検討する。

イ 本件当時、中城海上保安部の特別司法警察職員が、キャンプ・シュワブ

基地内に常駐していた事実が認められるところ、同所に常駐する特別司法警察職員が、第11管区と連絡を取り合い、指示を受けた上で、申立人が留め置かれているキャンプ・シュワブ基地内の憲兵隊事務所に速やかに臨場することは十分可能であったと考えられる。

この点、国は、①中城海上保安部の海上保安官は、犯罪事実の具体的内容を現認していなかったので犯罪事実の具体的内容を確認できなかったこと、被逮捕者が「海上における犯人」として海上保安官が引渡しを受けられるかどうか判断できなかったことから、必要な資料・情報の収集を行う必要があった、②キャンプ・シュワブゲート前では抗議行動が行われることが予想され、混乱する可能性があったことから、身体の引渡しを受ける際の警備態勢等やキャンプ・シュワブから中城海上保安部まで申立人を搬送するに当たっての警備態勢等を整える必要があったとして、中城海上保安部の海上保安官が米海兵隊から申立人の身体の引渡しを受けるまでに所要の時間を要したことには、合理的な理由があると説明している。

ウ ①犯罪事実の具体的内容を確認するため、資料・情報の収集に所要の時間を要したとの説明について

中城海上保安部は、米海兵隊から連絡を受けた際に「『B』なるものを確保した」旨を告げられており、被逮捕者は「B」の筆名をもつ日本人のライターであり、「合衆国の軍法に服する者」には該当せず、米軍に裁判権がないこと（日米地位協定第17条等）、したがって、日本の当局が身体の引渡しを受けるべき者であることは、中城海上保安部において明らかであったと言える。また、同連絡において、「キャンプ・シュワブ・シアター付近にて、カヌーで抗議に来た」者を拘束したと告げられていたことからしても、日本の海上保安庁において、「海上」における事案であり、自ら「引渡し」を受けるべき事案（対象）と判断できたこと、少なくとも、かかる事案（対象）となる可能性が極めて高いものであると判断できたことは明らかであったと言える（なお、中城海上保安部は、申立人が氏名を黙秘等していなかったにもかかわらず、後に、申立人を「氏名等一切不詳」の者として、結局、本人の特定はなされていないまま緊急逮捕令状を請求していることからしても、人定については、更なる資料・情報を収集することは不要であったと言える。）。

そもそも、「引渡し」を受けるに先立って、「所要の情報収集・捜査」を行うべきことは定められていない。刑事特別法第12条第4項においては、身体拘束時間の制限について、その起算点は米軍から身体の引渡しがあった時とされており、米軍に拘束された時点とはされていないのであって、この規定の趣旨からしても、身体の引渡しを受けるまでに情報収集や捜査を

尽くすことは、法律上要請されていないものと解される。むしろ、そのような身体の引渡し前の事実上の捜査活動を許容することにより、令状主義の定める厳格な身体拘束時間の潜脱のおそれすら生じることになるという観点からも、「直ちに」引渡しを受けることが日本側の義務と言える。仮に、引渡しを受ける際に米軍から申し送られた情報によっても、その時点において、通常逮捕あるいは緊急逮捕するだけの嫌疑が認められなければ、被疑者の身体をいったん釈放し、その後、任意の同行又は出頭を求め、取調べを行うなどして、必要な捜査を継続することも可能である（前掲「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料〔検察提要六〕」57頁以下参照）。

さらに言えば、刑事裁判管轄権に関する合意事項（仮訳）第10項では、「日本国の当局は逮捕者の引渡に先立って逮捕理由の通知をうけるものとする。」とされており、本件においても、米海兵隊から日本の海上保安庁側へ申立人の身体を引渡す旨の通知がなされた際に、同合意事項第10項に基づき申立人を逮捕した理由の告知がなされたものと推測し得る。すなわち、米海兵隊側が認知した範囲で、「B」なる者を逮捕した理由が中城海上保安部には通知されていたのであり、中城海上保安部としては、まず、「直ちに」申立人の身体の引渡しを受けた上で、通知された逮捕理由について申立人の弁解を聴き、捜査を行うことも可能であったと言える。

いずれにせよ、中城海上保安部として、申立人の身体の引渡しを受けるに先立って、犯罪事実等の具体的内容を把握するための資料・情報収集に時間を費やす必要はなかったと言うべきである。仮に、国の説明を前提としても、中城海上保安部が身体の引渡しを受ける旨を決定したとする時点（午後2時5分）以後も、中城海上保安部は、民間警備会社が撮影したという映像を確認するなどしていたものとされており（午後4時18分頃まで）、このような確認作業を行うことの必要性を認めることはできない。

したがって、資料・情報の収集に時間を要したとの国の説明は、合理的理由とは言えない。

エ ②反対運動参加者らの抗議・混乱に備え、警備態勢を整える必要があった旨の説明について

そもそも、合意議事録においては、米軍は直ちに身体を日本の当局に「引き渡さなければならない」ことが記されているのみであり、身体の引渡しを受けることと、引渡しを受けた後に警察署等の施設へ引致することを混同すべきではない。

前述したとおり、これまでの米軍から日本側への身体の「引渡し」は、米軍の施設内で行われている。本件以前の、陸上での事案ではあるが、刑事特別法違反に当たるとして米軍により逮捕された者は、キャンプ・シュ

ワブ内で名護警察署の警察官に身体を引き渡されていたところであり、実際、本件における申立人の身体の「引渡し」も、キャンプ・シュワブ内で行われている。国は、キャンプ・シュワブのゲート前での抗議行動が予想されたと説明しているが、仮に、同ゲート前での抗議行動が行われるとしても、身体の引渡しを受けるのはキャンプ・シュワブの敷地内で行われるのであるから、直ちに「引渡し」を受けることの障害となるものではなかった。

そして、現実には、引渡し後の引致の際の警備態勢等を考慮せざるを得ないとしても、本件において国の言う「混乱」というものが、どのような事態を想定したものか全く明らかではなく、国のいう警備態勢等を必要とする具体的な危険性が存在したと認めることは困難である。本件以前にも、反対運動参加者が刑事特別法違反被疑事件で米海兵隊に身体を拘束され、キャンプ・シュワブ内で名護警察署に身体を引き渡された後、被疑者を乗せた警察車両が同キャンプのゲートを出るという事例は存在したが、ゲート付近や引致場所までの移動ルートで混乱が起こり、引致ができなかったという例はなかった。

上記ウで述べたとおり、米軍からの「引渡し」は、刑事訴訟法における身体拘束時間の制限の起算点等とされるものである以上、「直ちに」との文言についても、具体的な事情を踏まえた上、可能な限り厳格に解すべきものとする。

したがって、身体の引渡しを受ける際やキャンプ・シュワブから中城海上保安部まで身体を搬送する際の警備態勢等を整える必要があったとの国の説明も、抽象的な懸念に基づくものにすぎず、引渡しを受けるまで約8時間を要したことの合理的理由とは言えない。

オ 以上のとおり、中城海上保安部の特別司法警察職員が、米海兵隊から、申立人の身体の引渡しを受けるまで約8時間も要したことを正当化する合理的理由は認められない。

(4) 小括

以上より、第11管区が「直ちに」に申立人の身体の引渡しを受けず、引渡しを受けるまで約8時間を要したことは、申立人の、正当な理由のない逮捕・抑留等により身体の自由を奪われない権利、弁護人選任権、弁護人の援助を受ける権利を侵害するものである。

2 米海兵隊キャンプ・シュワブ司令官に対する申立てについて

(1) 「通知」した後、引渡しを行うまでの間に米軍に課せられる義務について

ア 米軍による身体拘束の法的意味

合意議事録では、日米地位協定第17条10(a)及び10(b)に関

し、「合衆国の軍当局は、施設又は区域の近傍において、当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法律の正当な手続に従って逮捕することができる。」とされている。前述したように、この「逮捕」は、米軍が裁判権を有しない事件について、いわゆる司法警察権を行使することは認められていないことから、日本の刑事訴訟法上の「逮捕」には該当せず、施設又は区域の管理権（日米地位協定第3条）に基づく排除措置としての一時的な身体拘束と解されている。米軍は、日本の当局に被疑者の身体を引き渡すまで、被疑者が逃亡しないよう管理する責務を負うことになる。

イ 本件において米海兵隊に求められる対応について

本件において、米海兵隊には、申立人に対して裁判権及び司法警察権を行使する権限はない。したがって、米海兵隊には申立人に対する取調権はなく、これより派生する、申立人に対する弁護人選任権の告知義務や、弁護人等との接見交通権を保障すべき義務の存在まで考えることは困難である。

(2) 「通知」後、引渡しまでの間の米海兵隊側の対応

ア 米海兵隊側が、申立人の身体を拘束した後、日本側へ「通知」したのは、午前9時25分頃である。その後、米海兵隊は、第11管区に対して、午前11時頃、直ちに申立人の身体を引き取りに来るよう要請し、さらには、午後2時頃にも、身体の引渡しに関する問合せをしており、米海兵隊側は、一応は、申立人の身体の引渡しを行うために必要な措置をとったと言える。

米海兵隊側が申立人を監視していたことや、食事や着衣について十分な対応をしなかった点を考慮しても、日本側への引渡しを行うまで、被拘束者の逃亡を防止するために必要な措置の範囲を超えていたとまでは評価し難く、米海兵隊側のこれらの行為に人権侵害性を認めることは困難なものとする。

イ なお、現行の法制度においては、米海兵隊側に対して、申立人の身体を日本の当局へ引き渡すまでの間、申立人が弁護士への連絡を希望している旨を日本の当局側へ伝達する、あるいは、米軍の施設内で弁護人等との接見交通を実現するための措置をとるなど、申立人と弁護人等との接見交通を実現するための具体的対応は求められていない。しかしながら、申立人は通訳を通じて、日本の弁護士へ連絡をしてほしいと意思表示をしていたのであるから、今後、本件のような事態が生じた場合には、米軍としても、米軍の構成員等は日本国の法令を尊重すべきとされているのであり（前記した日米地位協定第16条参照）、前記した日本国憲法や国際人権規約（自由権規約）第9条等で保障される権利の趣旨を尊重した対応（例えば、被逮捕者が弁護士への連絡を希望している場合には、その旨を日本の当局側

へ伝達するなど。)をとることが望まれるところである。

ウ また、現行の刑事特別法には、日本の当局に身体が引き渡されるまでの間について、被拘束者に対して弁護人依頼権・接見交通権等の刑事手続上の権利を保障する規定も、捜査機関等に対して弁護人選任権を告知する等被拘束者の権利を保障するための措置をとることを義務付ける規定もない。このため、権利の「空白」とでもいうべき状態が生じてしまうことになっているが、この点については、立法的な対応が早急に求められるべきと考える。

(3) 小括

以上より、米海兵隊キャンプ・シュワブの行為について、申立人の正当な理由なく逮捕・抑留等をされない権利、弁護人選任権、弁護人の援助を受ける権利を侵害したものとまで認めることはできない。

3 結論

以上述べたとおり、第11管区に対しては、勧告書のとおり勧告し、米海兵隊キャンプ・シュワブ司令官に対しては、不措置とするのが相当と判断する。

以上

【米軍の裁判権に関する参照条文等について】

「日米地位協定」

第十七条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

「日米地位協定合意議事録」

第十七条

- 1 (a) 及び 2 (b) に関し、

合衆国の軍法に服する者の範囲は、合衆国政府が合同委員会を通じて日本国政府に通知しなければならない。

「刑事裁判管轄権に関する合意事項（仮訳）」（日米地位協定第十七条に関する日米合同委員会合意）

（合衆国の軍法に服する範囲）

48 合衆国の軍法に服する者の範囲は、合衆国統一軍法（1950年5月5日第81議会法律第506号）第2条及び第3条に掲げるすべての者を含むものとする。

※なお、合衆国統一軍法（Uniform Code of Military Justice）第2条及び第3条には、同法の適用を受ける者として、現役の軍の構成員、予備兵、退役軍人、関係機関の民間人、軍属（但し、適用に制限有りとする連邦最高裁判例がある。）、軍刑務所に服役中の者、捕虜等が挙げられている。